



豊監公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による
住民監査請求書（豊中市職員措置請求）について、同条第4項の規定により
監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成28年（2016年）9月2日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	松下三吾
同	坂口福美



住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

■■■■■■■■

2 請求書の提出日

平成 28 年 (2016 年) 7 月 11 日

3 請求の内容 (原文のまま)

1. 請求の趣旨

豊中市教育委員会教職員課 (以下、「当局という。')は、市費で年度ごとに豊中市立学校非常勤講師 (以下「非常勤講師」という。)を雇用して豊中市立小中学校へ配置している。当局はその数を 2015 年単年度でおよそ 60 人としている。当局は、これらの市費の非常勤講師に対して支払う報酬について、条例に定めのない「報酬の増額」を行ってきた。当局の当該行為は財務会計上の違法な行為であり、豊中市は、当局に対して当該違法行為を是正させるとともに違法に支出した当該支出相当額の返還を求めなければならない。

2. 請求の理由

非常勤講師は地方公務員法第 3 条第 3 項で特別職に位置づけられ、その職については地方自治法第 203 条の 2 第 4 項で「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされている。その規定にもとづいて、豊中市では委員等の報酬及び費用弁償条例 (以下、「報酬条例」という。)を制定し、同条例第 2 条第 77 号で非常勤講師の報酬を「小・中学校非常勤講師 1 授業時数につき 2,860 円」と定めている。また、当局が非常勤講師を採用するにあたって本人に交付する「豊中市立学校非常勤講師採用通知書」 (以下、「採用通知書」という。)で、「貴方を採用するに当たっての労働条件は、次の通りです。」として「(8) 報酬:「報酬月額」及び「交通費」を支給する。報酬月額: 授業 1 単位時間につき 2,860 円×実授業数」と明記して当該非常勤講師に通知している。したがって、非常勤講師に対しては実際に授業を行った「実授業数」についてしか報酬を支払うことはできない。これらの定めにもとづいて、当局は、年間 35 週にわたって非常勤講師に授業を行わせることを予定し、非常勤講師に支払う報酬について年度ごとに豊中市より予算配当を受けている。

豊中市の学校では年間 38 週にわたって授業が行われる。ところが、非常勤講師は 4 月末から 5 月中旬の日付けで採用されることから 4 月の授業（3 週相当）は行わないため、また、学校行事及びそれに関連する準備等（年間 2 週相当）や定期考査等（年間 3 週相当）などで授業が抜けることが多いため、非常勤講師が実際に授業を行うのは年間 30 週程度に過ぎない。よって、非常勤講師への実際の報酬支払いが年間 30 週相当であることから、35 週分の配当予算のうちおよそ 5 週分の予算の未使用が生じることになる。配当予算額と実際の支払額との差額は剰余金として豊中市に返納すべきところ、当局はこれを返納せず、差額を非常勤講師に分配してきた。

当局は、非常勤講師の報酬計算の根拠となる出勤簿について、授業時数を加算したものを学校から提出させ、出勤簿上で実際に行った実授業時数以上に授業を行ったかのように報告させている。その上で、35 週分の年間配当予算と実際の報酬支払額との差額分を小分けして、年間 35 週分の授業時数を超えない範囲で報酬を増額して非常勤講師に支給した。このように、当局は、授業時数を水増した出勤簿を学校から提出させることで、各非常勤講師に対して報酬条例に基づかない「報酬の増額」を行ってきた。なお、出勤簿上で授業時数を加算し、「報酬の増額」を行っていることについて、当局は当該非常勤講師らには知らせていない。

このような支出は、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項で「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とする規定に違反するとともに、法律又は条例に基づかない給付の一切を禁じた地方自治法第 204 条の 2 に違反することは明白である。また、当該支出負担行為は変造された不実記載の出勤簿をもとに承認を受けたもので、同法第 232 条の 3（支出負担行為）及び 4（支出の方法）にも違反する財務会計上の違法な行為である。

○ 地方自治法

（給与その他の給付）第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の職員及び前条第 1 項の職員に支給することができない。

○ 地方自治法

（支出負担行為）第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（支出の方法）第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができない。

また、当局が出勤簿を変造し「報酬の増額」を行った行為は、刑法第156条（虚偽公文書作成等）及び刑法第158条（虚偽公文書行使等）に該当するもので、懲役又は罰金が科せられる刑法犯である。校長は、出勤簿が非常勤講師の報酬計算に使われることを知りながら、当局の指示にもとづいて授業時数を加算し、真正な公文書（出勤簿）に変更を加えて内容偽造の公文書を作成した。一方、当局は、校長に出勤簿を変造させ、水増しされた授業時数をもとに非常勤講師の報酬を増額し、豊中市に非常勤講師の報酬を支払わせた。よって、校長及び当局の行為は刑法第156条虚偽公文書作成等の罪並びに同法第158条虚偽文書行使等の罪に該当する。刑事訴訟法第239条第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定められており、豊中市長は、同法にもとづいて所要の措置をこうじなければならない立場にある。

上記のとおり、変造した出勤簿をもとに当局が非常勤講師に対して「報酬の増額」を支出してきたことは前記関係法令に違反する。このような方法で報酬を増額し、違法な給付をした当局の行為は、「カラ授業」に対する「ヤミ報酬」の支払いともいうべきもので公金の違法な支出であることは明白である。よって、豊中市は、当局に対して当該違法行為の是正及び当該支出相当額の返還を求めなければならない。また、その返還は、すくなくとも出勤簿等の給与関係書類が保存される3年前に遡って請求しなければならない。

推定をもとに計算すれば、非常勤講師一人当たり週平均10時間で合計60人を雇用したとして、年間35週で延べ21,000時間、配当予算額は60,060,000円になる。実際の支払いは30週分で18,000時間、支払額51,480,000円になる。このことから、非常勤講師に対して支給された報酬の増額分は単年度でおよそ800万円を超えることになる。ただし、この数値は、2015年度に採用した非常勤講師に係る情報の開示に当局が応じなかったことから組合が推計したものである。

なお、非常勤講師の業務内容については当局が採用時に交付する採用通知書で「教科の授業（付随する準備や評価を含む）」としながら、報酬条例で非常勤講師の報酬を「1授業時数につき2,860円」と定めていることから、非常勤講師に対して実授業数についてしか報酬を支払っていない。よって、報酬の増額分は「付随する準備及び評価」の業務に対する給付の一部に充てられべきものであるから、非常勤講師が「報酬の増額」を得たことは不当利得には該当しないため、非常勤講師自身に返還の義務はないものと考えられる。一方、当局の支出方法については明らかに法令に違反することから、本件請求は当局が行った支出方法の適否について監査を求めるものである。

3. 本件違法行為を知るに至った経過について

特別職に位置づけられる非常勤講師は、地方公務員法第4条第2項の定めにより同法が適用されず、労働基準法（以下、「労基法」という。）をはじめ労働契約法等が全面適用される。労基法第37

条は時間外労働について「使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上で計算した割増賃金を支払わなければならない。」と定めている。また、総務省通知[総行公第 59 号 2014 年 7 月 4 日]でも「労働基準法が適用される非常勤職員に対して当該所定労働時間を超える勤務を命じた場合においては、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきものであることに留意が必要である。」(同通知 別紙 5 頁)としている。よって、当局は自らが雇用する市費非常勤講師に対して、所定労働時間を超える勤務を命じた場合には、時間外労働賃金を支給しなければならない。

ところが、採用通知書(甲 1 号証)では「(3)業務内容 教科の授業(付随する準備や評価を含む)」としながら、「(8)報酬月額 授業 1 単位につき 2,860 円×実授業数」とし、採用時に明示する労働条件として授業以外の付随する準備や評価の業務により所定労働時間を超えて労働しても時間外労働賃金を支払わないことにしている。

時間外労働が発生しているにもかかわらず時間外労働賃金が支払われないのは労基法第 37 条に違反するため、大阪教育合同労働組合豊中支部(以下、「組合」という。)は、組合所属の非常勤講師組合員(以下、「当該組合員」という。)について 2015 年 6 月 26 日付け団体交渉申入書(甲 2 号証)をもとに、当局に対して団体交渉の中で当該組合員へ時間外労働賃金を支払うよう求めるとともに、報酬条例を改正して非常勤講師に対して時間外労働賃金が支払えるよう必要な措置を講じることを求めた。併せて採用通知書で明示した労働時間について、業務内容に見合うように改めるなど非常勤講師の労働条件を改善するよう求めた。

組合の要求に対して当局は、2015 年 8 月 26 日の団体交渉で労基法第 37 条の定めにより当該組合員に対して時間外労働賃金相当額を支払う旨の回答をした。この回答にもとづいて組合は 9 月 4 日に団体交渉確認書案(甲 3 号証)を示し、時間外労働賃金の支払いと非常勤講師の労働条件について労基法にもとづいた取扱いに改めことを文書で確認するよう求めた。ところが、当局は確認書案の「1. 当該組合員に対して時間外勤務賃金を支払う」とする部分と「4. 非常勤講師の労働常勤につて労基法にもとづいた就業規則を整備するため今後とも協議を継続する。」について、と強く抵抗したため、数度にわたる交渉の結果、最終的に本件に係る 9 月 4 日付け「団体交渉確認書」(甲 4 号証)を交わした。

その後、時間外労働賃金支払いのための具体の協議に入り、組合は、当該組合員自身が記録した 6 月分出退勤記録(甲 5 号証)にもとづいて、支給率 100/100 が 40 時間 45 分、支給率 125/100 が 3 時間 10 分(3:10 の 1.25 倍=3:57 分)の合計 44 間 42 分(繰り上げて 45 時間)の 6 月度分時間外

労働賃金（甲 6 号証）を請求した。その請求に対して 10 月 1 日に行った団体交渉で、当局は「1 時間の時間外労働を 1 コマの授業に換算する」ことで支払う旨の回答をし、6 月度分の時間外労働 45 時間の請求に対して「6 月度分ですでに支払っている 9 コマ分を差し引く」として 6 月度分時間外賃金として 36 コマ相当の支払いを当局が提案した。

それに続く次の団体交渉（10 月 14 日）で、「6 月度分について組合が出した 45 時間分の支払い請求から 9 コマを差し引く」ことについて、組合が再度詳細な説明を求めたところ、「9 コマ分については実際のコマ数に加算して 6 月分給与としてすでに支払い済みだから」との説明が当局からあった。

その際に、当該組合員の 6 月度出勤簿（甲 7 号証）に沿って具体の説明が当局から行われた。当局の説明によれば、

- 6 月 1 日（月）3 コマ授業に対して +1 コマ加算
- 6 月 8 日（月）3 コマ授業に対して +1 コマ加算
- 6 月 15 日（月）3 コマ授業に対して +1 コマ加算
- 6 月 25 日（木）テスト 1 コマに対して +1 コマ加算
- 6 月 26 日（金）欠勤に対して +2 コマ加算
- 6 月 29 日（月）3 コマ授業に対して +1 コマ加算
- 6 月 30 日（金）2 コマ授業に対して +2 コマ加算

（6 月度出勤簿の○が実授業、●が加算分。手書きの数字は授業を行った学年組。）

6 月度について実授業数 45 コマに上記の 9 コマを加算してすでに支払が済んでいるとの説明がされた（甲 8 号証）。

組合も、6 月度実授業時数 45 コマに対して 9 コマが加算されて、合計 54 コマ分の報酬が払い済みであることを 7 月度給与明細書（甲 9 号証）で確認した。なお、非常勤講師の給与支払いは翌月になるため、6 月度の支払いは 7 月度給与明細書に記載される。

当該組合員に対する 2015 年 6 月度の授業時数加算は、当組合が時間外労働賃金を請求する以前におこなわれていたもので、同様の加算を従前からすべての非常勤講師に行ってきたことを当局は認めている。また、2015 年 7 月以降も、当該組合員を除いて他の非常勤講師に対して同様の授業時数加算が続けられたと推測される。そうでなければ、配当予算額と実際の支払額に差が出ることになり、その差額は豊中市に返納されていなければならない。

2105 年 10 月 30 日の当組合との団体交渉で当局人事担当者は「非常勤講師の報酬については年間 35 週で計算して予算を組んでいる。実際の支払いとの差を財源に、コマ数を増やすことで報酬を加算している。35 週分の予算が余らないように年間を通して小分けして加算している」と説明している。授業時数を水増しして報酬を増額することは法令に照らしてどうなのかとの組合の問いに対して、当該担当者は「ブラックである」（甲 10 証）と認めている。

当組合と当局との団体交渉の内容及びその経過については本件請求と直接関係するものではないが、上記のとおり、当組合は、2015年10月1日、10月14日、及び10月30日の団体交渉で、当局が従前から授業時数を加算することで、35週分の年間配当予算と実際の報酬支払額との差額分を非常勤講師に分配してきた事実を知った。

以上

<付記>

当局は、非常勤講師に対して授業時数を水増しして条例に基づかない「報酬の増額」をする一方で、時間外労働に対価を支払わないという労基法違反を行っている。

非常勤講師に対する報酬について条例で「1授業時数につき2,860円」と定めているものの、業務内容については採用通知書で「教科の授業（付随する準備や評価を含む）」と明示している。このことに原因して、非常勤講師の労働条件について労基法との齟齬が生じている。「実授業時数」（授業のコマ数）を所定の労働時間とし、授業及び授業に付随する準備や評価を含めて業務内容としていることから、当然所定外労働が発生することになる。労働者に所定外労働が発生すれば、使用者にはその所定外労働時間に対して時間外労働賃金の支払い義務が発生する。特別職であっても労働者性を有する非常勤講師については下記の総務省通知総行公第59号（2014年7月4日）別紙「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」の趣旨からもそのことは明白である。

採用通知書で明示される「(3)勤務時間」と「(4)業務内容」から、非常勤講師について所定外労働が発生することは当然想定できる。したがって、非常勤講師を雇用するにあたって、労基法の定めに沿って労働日ごとに出勤時刻を記録することで労働時間を適正に把握し、所定外労働については時間外労働賃金に相当する報酬を支払うよう適切に措置しなければならない。非常勤講師に対して時間外労働賃金の支払い義務があるにもかかわらず、時間外労働賃金支払いの定めが報酬条例にないことは地方自治法第203条の2に照らして明らかな不備である。これまでは、出勤簿に出勤時刻の記載すらなく、当局は非常勤講師の労働時間の適正な把握を怠っており、非常勤講師に関する当局の労働時間管理は昨今批判されているブラック企業と何ら変わらない。当局は、非常勤講師の労働時間管理を適正に行い、所定労働時間を超える時間外労働に対して労基法に基づいて相応の時間外労働賃金を支払われなければならない。

地方自治法第14条は「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、条例を制定することができる。」と定めている。法令に違反する条例は改定されなければならないが、労働者性を有する非常勤講師の報酬については労基法の基準を充たす内容で報酬条例を整備しなければならない。

報酬条例第2条第4項では嘱託医師（同条第1項78号）及びその他の非常勤の職員（同条第1項79号）について「あらかじめ勤務時間が定められているものが所定の勤務時間を超えて勤務したときは、市規則で定めるところにより、同項の規定による報酬を増額して支給する。」との規定があ

り、所定労働時間を超えて勤務した場合、「報酬の増額」を行って時間外労働賃金相当額を支払う定めを設けている。非常勤講師についても同様に、時間外労働賃金に相当する「報酬の増額」を報酬条例に盛り込み、時間外労働賃金相当額を支給できるよう市規則で定めるべきである。

総務省通知総行公第 59 号 http://www.soumu.go.jp/main_content/000302194.pdf

<別紙> 臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について

※この資料の添付は省略しています。

証拠方法

甲 1 号証	2015 年 4 月 30 日付け 豊中市非常勤講師採用通知書 作成者 豊中市教育委員会
甲 2 号証	2015 年 6 月 26 日付け 団体交渉申入書 作成者 大阪教育合同労働組合豊中支部
甲 3 号証	2015 年 9 月 4 日付け 団体交渉確認書 (案) 作成者 大阪教育合同労働組合豊中支部
甲 4 号証	2015 年 9 月 4 日付け 団体交渉確認書 作成者 大阪教育合同労働組合豊中支部及び豊中市教育委員会
甲 5 号証	6・7 月度出退勤記録 作成者 当該組合員
甲 6 号証	2015 年 9 月 4 日付け時間外賃金請求について 作成者 大阪教育合同労働組合豊中支部
甲 7 号証	6・7 月度出勤簿 作成者 豊中市教育委員会
甲 8 号証	非常勤講師の時間外労働にかかる団体交渉 (結果の報告) 2015 年 10 月 14 日 作成者 大阪教育合同労働組合豊中支部
甲 9 号証	7 月度給与明細書 作成者 豊中市
甲 10 号証	20151030 交渉結果の報告 2015 年 10 月 31 日 作成者 大阪教育合同労働組合豊中支部

※上記資料の添付は省略しています。

4 請求書の補正

住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定のとおり、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員」に対して行うものと定められているため、請求者の補正を求めたところ、2016 年 7 月 22 日付けで次の補正が提出されたので、受理した。

①請求書 1 頁「1. 請求の趣旨」

1 行目 「豊中市教育委員会教職員課 (以下、「当局という。）」を「豊中市教育委員会 (以下、「当局という。）」に補正する。

②同じく 1 頁「1. 請求の趣旨」

5 行目 「豊中市」を「豊中市長」に補正する。

5 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部局

教育委員会事務局、豊中市立小学校及び中学校、会計課

2 請求人からの陳述の聴取等

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を平成 28 年 8 月 3 日に設けた。請求人は、追加証拠を提出し、陳述については、請求人は出席せず、■■■■■■■■ 代理人が、過去の経過等からも本件小・中学校非常勤講師の報酬支出は違法である等請求内容を補足する陳述を行った。その際、関係職員の立会いを認めた。

提出された証拠

・甲 11 号証 平成 28 年（2016 年）5 月 31 日 組合側の申し入れに対して（教職員課人事係）

3 関係職員からの陳述の聴取等

平成 28 年 8 月 3 日、教育委員会 参事兼教職員課長、参事、教職員課主幹、教職員課教職員人事係長、学校教育課学力向上係長、次長兼総務課長、教育総務課課長補佐に対し行った主な聴取内容の説明は次のとおりである。

① 請求書の記載事実について、教育委員会として誤りがあるとするならば、その個所と理由

住民監査請求書（以下「請求書」という。）1 頁 3 行目の部分は誤りである。平成 27 年度（2015 年度）に豊中市教育委員会が任用した特別職である小・中学校非常勤講師（以下「市講師」という。）は、実人数で 86 人である。

請求書 1 頁 3 行目から 7 行目までの部分は誤りである。詳細は後述するが、非常勤講師に対して支給した報酬については、すべて委員等の報酬及び費用弁償条例その他の規程に基づき適法に支給しており、同条例に定めのない報酬の増額などは一切行っておらず、財務会計上の違法な行為もない。

請求書 2 頁 4 行目及び 5 行目「同条例第 2 条第 77 号」の部分については、同条例の一部改正が施行されており、正しくは「同条例第 2 条第 80 号」である。

請求書 2 頁 10 行目及び 11 行目の部分は誤りである。

請求人の「1 授業時数につき」の考え方が誤りである。以下に理由を述べる。

市講師の報酬について条例により定めなければならない事項は、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の規定に基づく「勤務日数に応じて報酬を支給しないこととする特別の定め」及び同条第 4 項の規定に基づく「報酬の額及びその支給方法」である。つまり、年額、月額、日額など報酬の支給単位とその額である。

これらの規定に基づき、「1 授業時数につき 2,860 円」と規定した理由は、市講師の主たる業務は授業の実施であること、市講師が勤務する市立小・中学校は児童生徒の在校時間は基本的に時間割により授業を含むいわゆる校務が遂行されること、三季休業期間があること、市講師は曜日によって担当授業時数に違いがあることなどから、支給方法（支給単位）は他の特別職非常勤職員のように勤務する年数、月数、日数などに応じてではなく、「時間割上の 1 時間」を支給方法（支給単位）として支給する旨規定する必要があるからである。

従って、当該規定は「1 授業時数（の時間）という単位」で 2,860 円を支給する旨を規定したものであり、『1 「授業」時数につき』と規定していることを理由に、授業の実施以外の職務に対する報酬を支給することが条例違反とする考え方が誤りである。

また、採用通知書においては、主たる業務が実授業の実施であり、授業の準備や評価を含むことを前提に 2,860 円という報酬の額を設定していること及び在校時間を勤務時間と捉えて報酬を支給する制度ではないことを明確に市講師に伝えるため、実授業数と明記しているものである。

なお、嘱託医師及びその他の非常勤の職員の報酬の額等に関する規則の規定に基づき、市講師の報酬及び費用弁償は、大阪府教育委員会が採用する小学校及び中学校の非常勤講師の例により支給することとしている。

大阪府教育委員会も、支給要領において「授業 1 時間につき 2,860 円」、「実授業時間数により計算した額」という文言を用いているが、授業の振替ができない場合に授業以外の業務に従事したとき及び出勤後に急遽授業が中止となって授業以外の業務に従事したときは、報酬の支給対象としているものである。

請求書 2 頁 11 行目から 13 行目までの部分について、市講師の予算要求及び配当については、平成 27 年度分の場合、教職員課が所掌する中学校少人数学級事業に係る報酬については年間 44 週（8 月を除く 11 箇月×4 週）として、学校教育課が所掌する小学校高学年教科担任制については年間 35 週として積算している。

請求書 2 頁第 2 段落の部分は誤りである。まず、豊中市立小中学校において授業を実施する週数を「年間 38 週」と定めているわけではない。三季休業を除いた場合には 43～44 週である。また、既述のとおり市講師の予算要求及び配当のうち教職員課が所掌する中学校少人数学級事業に係る報酬については、年間 44 週（8 月を除く 11 箇月×4 週）として積算している。

そもそも、「年間 35 週」については、学習指導要領における授業時数等の取扱いにおいて、授業は年間 35 週以上にわたって行うよう計画するものとされていることから予算の積算などに用いることがあるだけであり、少なくとも「単純に 35 週分の予算の配分を受け 30 週分を執行し 5 週分の剰余金が出る」とはならないものである。市講師の報酬に係る平成 27 年度の配当額は 89,119,000 円であり、決算見込み額は 71,571,980 円で、差額については市講師に分配などしていない。

請求書 2 頁第 3 段落の部分は誤りである。請求人の主張する内容の「報酬の増額」は一切行っておらず、また、出勤簿は本人押印が必要であり、報酬明細にも支給授業時数が明記されていることから、支給授業時数を非常勤講師が知らされてないとする請求人の主張は誤りである。

請求書 2 頁第 4 段落及び 3 頁の部分は誤りである。

既述のとおり、請求人の「1 授業時数につき」の考え方が誤りであって、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定に違反する報酬の支出及び請求人の主張する地方自治法、刑法、刑事訴訟法の規定に抵触する事実は一切ない。なお、既述のとおり、市講師に係る平成 27 年度の配当額は 89,119,000 円であり、決算見込み額は 71,571,980 円である。

請求書 4 頁第 1 段落の部分は誤りである。仮に請求人が主張するように、非常勤講師に対して地方自治法第 203 条の 2 の規定に違反する報酬の支出があったとするならば、当該支出は法的根拠がなく、当然に非常勤講師は不当利得を得ていることとなる。言い換えれば、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項において、「報酬を支給しなければならない」と規定されているが、その額及び支給方法は条例で定めなければならない、適法な条例が施行されていない限り、そもそも報酬請求権は発生しないものである。

請求書 4 頁第 2 段落 11 行目から 13 行目までの部分は誤りである。一般職の職員等に所定労働時間を超える勤務を命じた場合には、時間外労働賃金を支給しなければならないことは一般的事実ではあるが、市講師に対する当該規定の適用は誤りである。その理由は以下のとおりである。

市講師は、原則として 1 単位時間の授業の準備や評価も含めた「完結」につき 2,860 円の報酬を支給するという考え方である。

1 単位時間の授業の実施そのもののみでなく、準備・評価を含んでいるため、仮に時間額に換算した場合 3,432 円/h（中学校）又は 3,813 円/h（小学校）という比較的高額になる報酬額の設定を行っている特別職であり、教員免許という特定の学識に基づいて任用しているものである。

したがって、市講師に対する請求人の主張する時間外勤務命令については、これを命じることは適切ではなく、条例にもその旨を規定していないものである。授業の実施以外に勤務を命じる場合には、授業の実施に相当する業務として、「時間外」ではなく授業実施分と同等の実績分として勤務を命じることとなるものである。

請求書 4 頁第 3 段落 3 行目及び 4 行目の部分は誤りである。

一部繰り返しになるが、「教科の授業（付随する準備や評価を含む）」は、原則として小学校 45 分、中学校 50 分を 1 単位時間とする 1 授業時数の、担当教科の授業の実施に付随する準備や評価を含むという意味であり、1 単位時間の授業の「完結」につき 2,860 円の報酬を支給するという考え方である。

1 単位時間の授業の実施そのもののみでなく、準備・評価を含んでいるため、仮に時間額に換算した場合 3,432 円/h（中学校）又は 3,813 円/h（小学校）という比較的高額になる報酬額の設定を行っているものである。

なお、市においては、一般職非常勤職員である非常勤講師（月額報酬制）及びこれが欠員となった場合の臨時的任用職員（一般職・時間額報酬制）も任用しているが、一般職非常勤職員の報酬について時間額換算した場合 2,137 円/h 程度であり、臨時的任用職員の報酬の時間額は 2,014 円/h である。

一般職と特別職という根本的な違いがあるものの、いわゆる時間額換算した場合に市講師の報酬が、一般職である非常勤講師と比較して高額に設定されている理由の一つが、準備や評価が含まれていることであり、市講師について授業の準備や評価業務が時間外勤務であるとする請求人の主張は誤りである。

請求書 4 頁第 4 段落、5 頁及び 6 頁の部分については、以下に経過等を述べる。

市講師について授業の準備や評価業務が時間外勤務であるとする請求人の主張が誤りであることは既に述べたとおりであるが、当時、組合（大阪教育合同労働組合豊中支部。以下「組合」）は当該組合員の時間外勤務賃金の請求をしてきたものである。

組合の要求どおりの支給は、委員等の報酬及び費用弁償条例の規定に違反し、違法な支出となることは明白である。組合が主張した単に労働基準法を準用するかのような支給手法は、労働基準法を準用することにより地方自治法第 203 条の 2 の規定の適用が除外される根拠もなく、明らかに条例違反であるし、甲 3 号証の組合作成確認書案に記載されている「豊中市の臨時的任用職員の給与に関する規則」に基づく支給については、臨時的任用職員は一般職でありそもそも特別職である市講師に適用できないものである。

しかしながら、甲 4 号証に記載のとおり、当該組合員の在校時間は想定より大幅に長く、また、甲 5 号証に記載のとおり、学校長が当該長時間の勤務を命じたと推定される状態であったことを確認したため、勤務実態詳細を確認のうえ、適法に支給する必要があると判断し、授業の実施に相当する業務として、「時間外」ではなく授業実施分と同等の実績分として、勤務を命じたと認めうる時数について慎重に交渉を重ねたものである。

結果、極めて異例であることは認めるが、何度も述べているとおり、委員等の報酬及び費用弁償条例上の「1 授業時数につき 2,860 円」の規定は授業実施以外の業務について報酬を支給すること

を妨げるものではないため、同条例の規定に基づき、適法に支給したものである。請求人の主張するような加算又は増額ではない。

なお、「35週分の予算が余らないように年間を通して小分けして加算している」の部分については、正しくは以下のとおりである。

市講師の任用に当たっては、1週間の授業時間割振表により週当たりの担当授業時数の明示を行い、任用期間を通して概ね「週当たりの担当授業時数×35」の授業時数を担当する想定である旨説明を行っているが、小・中学校においては、学校行事、テスト、学年集会等の都合で振替等が頻繁に発生するため、非常勤職員が任用当初想定していた担当時数を大幅に下回ってしまう場合がある。その場合、週当たり担当時数×35及び予算の範囲内で、授業以外の業務命令を含めた時数調整を校長判断で行うことができることとしているものである。

なお、授業の実施以外に授業実施相当として勤務を命じる業務には、様々な場合がある。テスト関係事務、成績評価に関する学年全体の評価会議出席、学校全体の当該年度・学期授業計画会議出席、当該評価に関する個別の保護者対応事務、音楽の市講師が合唱コンクール指導業務に従事する場合などについては、内容的にも所要時間的にも授業実施相当として命じることができることとしているが、授業実施相当とまでは言えないかもしれないが、やむをえず代替業務を命じて授業実施相当とする場合がないわけではない。当日出勤後、担当の授業直前になってその時限に緊急学年集会を実施することになってしまい振替もできない場合など、「準備をしていたにもかかわらず当該非常勤講師に責めのない事情で授業がなくなってしまった」場合については、教科研究業務等を命じることにより授業実施相当として報酬を支給する 경우가少ないがある。

結果的に、当該組合員に授業実施以外で支給することとした時数分の報酬については、既述の授業実施相当とまでは言えないが、特段の事情により支給せざるをえないと判断した報酬であると教育委員会としては考えており、違法性、不当性はないものの、当該組合員に対する授業実施以外時数の報酬の支給が、制度上「ふさわしくない」「好ましくない」という意味で「ブラックである」という趣旨の言及を行ったものであり、制度自体や他の市講師に対する授業実施以外業務に対する報酬支給がブラックであるという意味ではない。

請求書7頁第1段落の部分は誤りである。既述のとおり、条例の規定に基づかない報酬の増額は行っておらず、請求人の主張する準備等の業務は時間外勤務ではない。

請求書7頁第2段落4行目から10行目まで及び第3段落の部分は誤りである。既述のとおり、市講師の報酬は、担当教科の授業の実施に付随する準備や評価を含む、1単位時間の授業の「完結」につき2,860円の報酬を支給するという考え方であり、その考え方を前提とした報酬の額を設定しているものである。請求人の主張する準備や評価に関する業務は、所定労働時間を超える時間外勤務ではない。

請求書7頁第4段落2行目から4行目まで及び第5段落の部分は誤りである。

委員等の報酬及び費用弁償条例に請求人の主張するような法令違反はない。

なお、請求人のいう委員等の報酬及び費用弁償条例の報酬増額規定（第2条第4項）は、委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（平成28年豊中市条例第5号）により既に削除されている。

② 請求人が違法・不当とする理由について、教育委員会の見解

請求人の主張には、「1授業時数につき 2,860円」の考え方に根本的な誤りがあり、また、授業の準備や評価について所定労働時間を超えた時間外勤務とする考え方も誤りであることは、既述のとおりであり、請求人が違法・不当とする主張には、すべて理由がないと考える。

③ 市講師はいつから、どのような理由で配置したのかについて

市講師の配置開始年度

平成19年度

配置理由

中学校における教育課題が多岐に渡る状況において、特に中学校進学時の環境の変化による不登校など、中学一年生に係る教育課題が顕著になってきたため、課題の解消へ向け、学級を少人数学級に分割するなどの教員体制を整えるために、非常勤講師を必要授業時数配置することとしたもの。

④ 市講師にかかわって、市条例・規則・要綱（要領・マニュアル等も含めて）の制定・改定の変遷

平成19年度から配置を始めた小・中学校非常勤講師（以下「市講師」という。）の報酬に係る市条例、市規則、要綱等の制定・改正経過は、以下のとおりである。

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）

(1) H19.4.1～（H19.3.30条例16改正後）

（H19.4.1～H21.3.31は月額報酬制、H21.4.1～は現行と同じ1授業時数当たりの実績報酬制）
第2条第1項第57号

「その他の非常勤の職員」

「その者の勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額 340,000 円、日額 20,000 円又は時間額 2,000 円の範囲内で常勤の職員と権衡を失しないように考慮して市規則で定める額」

(2) H25. 4. 1～ (H25. 4. 1 条例 17 改正後)

(市の非常勤職員制度の改正に伴い、市講師の報酬を明記する改正を行ったもの)

第 2 条第 1 項第 71 号

「小・中学校非常勤講師」

「1 授業時数につき 2,790 円」

(3) H26. 9. 1～ (H26. 8. 8 条例 35 改正後)

第 2 条第 1 項第 73 号

「小・中学校非常勤講師」

「1 授業時数につき 2,860 円」

嘱託医師及びその他の非常勤の職員の報酬の額等に関する規則 (昭和 19 年豊中市 規則第 18 号)

(1) H19. 4. 1～ (H19. 3. 30 規則 18 により制定)

第 14 条

「豊中市教育委員会が豊中市立小・中学校に配置する非常勤講師の報酬及び費用弁償については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、大阪府教育委員会が採用する小学校及び中学校の非常勤講師の例により支給する。」

(2) H25. 4. 1～ (H25. 4. 1 規則 53 改正後)

第 10 条

「条例第 2 条第 1 項第 73 号に規定する小・中学校非常勤講師の報酬及び費用弁償については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、大阪府教育委員会が採用する小学校及び中学校の非常勤講師の例により支給する。」

豊中市立学校非常勤講師就業要綱 (平成 19 年 4 月 24 日制定)

(1) 平成 19 年 4 月～平成 21 年 3 月

報酬 9,900 円×週当たりの時間数

(月額報酬制)

(2) 平成 21 年 4 月 (一部改正)

報酬 授業 1 単位時間につき 2,790 円

(3) 平成 26 年 9 月 (一部改正)

報酬 授業 1 単位時間につき 2,860 円

⑤ 市講師の配置に係る各業務の作業手順及び担当課については以下のとおりである。

(1) 予算編成業務（嘱託員雇用計画書等の作成等業務）

依頼元 人事課
作成課 教職員課及び学校教育課
集約課 教育総務課
査定課 人事課

※ 例年 11 月頃に、人事課長より各部局総務担当課長宛て翌年度の嘱託員雇用計画書等提出依頼がある。教育総務課により教職員課及び学校教育課の市講師に係る当該計画書等を集約して人事課へ報告する。その後人事課の査定を受ける。（必要に応じて人事課による教育総務課のヒアリングを経る。）

(2) 採用業務

講師希望者登録担当課
教職員課
採用内申起案課 教職員課及び学校教育課
(専決者 教育監)
採用起案課 教育総務課
(専決者 事務局長)

※ 市講師については、あらかじめ講師を希望する者に登録していただく制度としており、必要が生じたときに教職員課又は学校教育課により登録者との面接等を行い、教育監名で事務局長宛て内申を行う。

教育総務課により内申内容の確認及び専決手続きを行い、教育総務課により辞令等を作成し、教職員課又は学校教育課を通じて配置校の学校長に前日までに辞令等を送付し、勤務初日等に学校長から辞令交付を行う。

(3) 報酬支給業務

毎月 25 日頃～

学校長又は教頭と市講師により、勤務実績と照らし合わせて実授業実施時数、授業の実施に相当する業務として報酬支給対象とする時数を確認

学校長から当該月出勤簿を教職員課又は学校教育課へ FAX し、教職員課又は学校教育課にて当該月実績数の確認・調整

毎月末日～翌月月初

教職員課又は学校教育課から教育総務課へ実績報告

翌月上旬

教育総務課（職員課へ実績報告）

⇒職員課（報酬計算 1 回目）

⇒教育総務課（チェック）

⇒教職員課・学校教育課（チェック後教育総務課へ報告）

⇒教育総務課（職員課へ報告）

⇒職員課（報酬計算 2 回目）

⇒教育総務課（集合支出命令起案）（専決者 教育総務課長）

⇒会計課（審査）

翌月中旬 報酬支給

4 監査対象事項

請求人は、第 1 請求の受理 3 請求の内容 2. 請求の理由において「豊中市は、当局に対して当該違法行為の是正及び当該支出相当額の返還を求めなければならない。また、その返還は、少なくとも出勤簿等の給与関係書類が保存される 3 年前に遡って請求しなければならない。」としている。

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（法第 242 条第 2 項）。

請求の内容には、3 年前に遡る正当な理由は認められないことから、豊中市教育委員会が、豊中市立小学校及び中学校に採用した小・中学校非常勤講師（以下「市講師」という。）に支払った報酬のうち、住民監査請求のあった平成 28 年 7 月 11 日以前 1 年以内に支出された平成 27 年 6 月分（平成 27 年 7 月 15 日支給分）から平成 28 年 5 月分（平成 28 年 6 月 15 日支給分）の報酬（支出科目は、（節）報酬（細節）嘱託報酬）の支出（以下「本件支出」という。）について、条例に定めのない支払いがあったかどうか、及び市の損害の有無を監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係

(1) 第2 監査の実施 3の聴取等の関係職員からの陳述の聴取により、教育委員会から説明のあった内容について次のとおり確認を行った。

- ① 市講師にかかる条例写し等の証拠書類の提出を求め、委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号、以下「条例」という。）、嘱託医師及びその他の非常勤の職員の報酬の額等に関する規則（昭和19年豊中市規則第18号、以下「規則」という。）、豊中市立学校非常勤講師就業要綱（平成19年4月24日制定、以下「要綱」という。）の制定及び改正経過について確認を行った。陳述内容と資料に齟齬はなかった。
- ② 規則第10条に基づき、市講師の報酬は、大阪府教育委員会が採用する小学校及び中学校の非常勤講師の例により支給していることについて、非常勤講師の報酬支給要領（昭和45年大阪府制定）及び参考資料において、「授業1時間につき2,860円」、「実授業時間数により計算した額」という文言を用いているが、授業の振替ができない場合に授業以外の業務に従事したとき及び出勤後に急遽授業が中止となって授業以外の業務に従事したときは、報酬の支給対象としていることを確認した。
- ③ 監査対象期間の平成27年6月分（27年7月15日支給分）以降の市講師全員の勤務状況・報酬支払状況の報告を求めた。報告に基づき、監査対象期間：平成27年6月分から平成28年5月分の勤務状況をまとめた結果は次のとおりであった。

		小学校 (41校)	中学校 (18校)	小・中学校計 (59校)
配置校数		22校	18校	40校
講師数 (延べ)		27人	99人	126人
①授業の実施	時数	5,032 (90.3%)	15,474 (85.4%)	20,506 (86.6%)
	報酬額	14,391,520円	44,255,640円	58,647,160円
②その他の業務	時数	542 (9.7%)	2,636 (14.6%)	3,178 (13.4%)
	報酬額	1,550,120円	7,538,960円	9,089,080円
③ (①+②) 授業時数計	時数	5,574 (100%)	18,110 (100%)	23,684 (100%)
	報酬額	15,941,640円	51,794,600円	67,736,240円
④通勤手当		939,175円	3,546,565円	4,485,740円
合計 (③報酬額+④通勤手当)		16,880,815円	55,341,165円	72,221,980円

その他の業務時数が0の講師は小学校27人の内4人(14.8%)、中学校99人の内13人(13.1%)、小中合計は126人の内17人(13.5%)であり、109人(86.5%)の講師が授業実

施以外のその他の業務を行っており、それに係る時数は3,178時数、支払われた報酬は9,089,080円であった。

(2) 小学校2校、中学校2校において学校長から事情を聴取した。

報酬支給業務については、学校内での次の事務を経て支給されることを確認した。

① 市講師の出勤は、出勤簿に記載の授業時数を講師が確認し押印することにより、これを確認している。

出勤簿には、その日勤務した授業時数に○を付すことになっている。

② 毎月25日頃、学校長又は教頭と市講師により、勤務実績と照らし合わせて実授業実施時数、授業の実施に相当する業務として報酬支給対象とする時数を確認する。

③ 校長から当該月出勤簿を教職員課又は学校教育課へFAXし、教職員課又は学校教育課にて当該月実績数の確認・調整を行う。

教育委員会事務局の陳述内容と学校での運用に齟齬はなかった。

また、上記4校における聴取によれば、豊中市立非常勤講師採用通知書の(4)勤務時間(5)勤務日を市講師に指示するための「授業時間割表」には、小学校は『「実授業時数」＋「あらかじめ組み込まれた打合せ及び準備の時数』』、中学校は『実授業時数』の予定を記載し、これを基に勤務していることを確認した。さらに、この「授業時間割表」の予定以外に、小学校・中学校ともに、学校長が指定する日において授業実施以外の業務に従事することを命じ、そのことが「学校長が授業の実施に相当すると認めた業務に従事した時数」として出勤簿に表示されていることを確認した。このことは、報酬額は『「実授業時数」＋「あらかじめ組み込まれた打合せ及び準備の時数」＋「学校長が授業の実施に相当すると認めた業務に従事した時数』』×2,860円という算式で積算するという教育委員会の説明と一致した。

2 判断

(1) 本件市講師に対して支払う報酬について、条例に定めのない支払いがあったかどうかについて

法第203条の2第1項において「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」と、同条第4項において「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定め、法第204条の2において「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又

はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の職員及び前条第 1 項の職員に支給することができない。」としている。

請求人の主張するように、「委員等の報酬及び費用弁償条例（以下「条例」という。）第 2 条第 80 号における「小・中学校非常勤講師 1 授業時数につき 2,860 円」の報酬は、豊中市立学校非常勤講師採用通知書に「報酬月額：授業 1 単位時間につき 2,860 円×実授業数」と明記してあることから、非常勤講師に対しては実際に授業を行った「実授業数」についてしか報酬を支払うことはできない。」とすると、授業実施以外の業務に係る報酬は違法な公金の支出に当たるので、市講師に支払われた授業実施以外の業務に支払われた報酬が、条例に基づく支給に該当するかどうかを判断する。

法第 203 条の 2 第 2 項は「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定している。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたものである。しかし、実際問題として、当該非常勤職員の勤務実態は様々であり、その報酬も日額以外の方法をもってすることが適当であるものもあり、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。

本市においては、条例第 2 条第 80 号に「小・中学校非常勤講師 1 授業時数につき 2,860 円」と規定している。

教育委員会は、「1 授業時数につき 2,860 円」と規定した理由は、市講師の主たる業務は授業の実施であること、市講師が勤務する市立小・中学校は児童生徒の在校時間は基本的に時間割により授業を含むいわゆる校務が遂行されること、三季休業期間があること、市講師は曜日によって担当授業時数に違いがあることなどから、支給方法（支給単位）は他の特別職非常勤職員のように勤務する年数、月数、日数などに応じてではなく、「時間割上の 1 時間」を支給方法（支給単位）として支給する旨規定する必要があるからである。

従って、当該規定は「1 授業時数（の時間）という単位」で 2,860 円を支給する旨を規定したものであり、『1 「授業」時数につき』と規定していることを理由に、授業の実施以外の職務に対する報酬を支給することが条例違反とする考え方が誤りである。

また、採用通知書においては、主たる業務が実授業の実施であり、授業の準備や評価を含むことを前提に 2,860 円という報酬の額を設定していること及び在校時間を勤務時間と捉えて報酬を支給する制度ではないことを明確に市講師に伝えるため、実授業数と明記しているものである。

なお、嘱託医師及びその他の非常勤の職員の報酬の額等に関する規則の規定に基づき、市講師の報酬及び費用弁償は、大阪府教育委員会が採用する小学校及び中学校の非常勤講師の例により支給することとしている。」と主張している。

市講師の職務の性質、内容、職責や勤務の態様等に鑑みて、報酬の支払い単位を1授業時数と条例上規定し、規則に基づき大阪府教育委員会が採用する小学校及び中学校の非常勤講師の例により報酬を支給しているものと考えられる。

また、教育委員会は、「大阪府教育委員会も、支給要領において「授業1時間につき 2,860円」、「実授業時間数により計算した額」という文言を用いているが、授業の振替ができない場合に授業以外の業務に従事したとき及び出勤後に急遽授業が中止となって授業以外の業務に従事したときは、報酬の支給対象としているものである。」とし、「市講師の任用に当たっては、1週間の授業時間割振表により週当たりの担当授業時数の明示を行い、任用期間を通して概ね「週当たりの担当授業時数×35」の授業時数を担当する想定である旨説明を行っているが、小・中学校においては、学校行事、テスト、学年集会等の都合で振替等が頻繁に発生するため、非常勤職員が任用当初想定していた担当時数を大幅に下回ってしまう場合がある。その場合、週当たり担当時数×35及び予算の範囲内で、授業以外の業務命令を含めた時数調整を校長判断で行うことができることとしているものである。

なお、授業の実施以外に授業実施相当として勤務を命じる業務には、様々な場合がある。テスト関係事務、成績評価に関する学年全体の評価会議出席、学校全体の当該年度・学期授業計画会議出席、当該評価に関する個別の保護者対応事務、音楽の市講師が合唱コンクール指導業務に従事する場合などについては、内容的にも所要時間的にも授業実施相当として命じることができることとしているが、授業実施相当とまでは言えないかもしれないが、やむをえず代替業務を命じて授業実施相当とする場合がないわけではない。当日出勤後、担当の授業直前になってその時限に緊急学年集会を実施することになってしまい振替もできない場合など、「準備をしていたにもかかわらず当該非常勤講師に責めのない事情で授業がなくなってしまった」場合については、教科研究業務等を命じることにより授業実施相当として報酬を支給する 경우가少ないがある。」と主張している。

授業時数の算定に当たり、校長判断で授業実施以外の一定の業務を授業実施相当と扱い、それに基づき報酬を支払っているが、大阪府教育委員会においては採用する小学校及び中学校の非常勤講師に対して授業実施以外の業務に従事した場合に授業実施と同様、報酬の支払い対象としており、教育委員会が大阪府教育委員会の例により市講師の授業時数の算定及び報酬の支払いを行っているのは明白である。

また、1 事実関係において、学校長は、市講師の勤務実績と照らし合わせて実施授業数、授業実

施に相当する業務として報酬支払い対象とする時数を確認し、当該月実績数を教育委員会事務局に報告し、それに基づき教育委員会事務局において、報酬の支払いが行われていることが確認されている。

これらのことから、市講師に対する報酬は地方自治法、条例その他の法令上の規定に基づき適正に支給されており、財務会計上の違法又は不当な行為はないものと判断する。

(2) 市の損害の有無について

市講師に対する報酬は法第 203 条の 2 の規定に基づき非常勤の職員が行う勤務に対する反対給付を意味し、授業実施以外の業務であったとしても、市講師として行った一定の業務に対して支払われた報酬は、条例に基づく支給であり、市への損害はない。

3 結論

以上のとおり、請求には理由はないと判断し、棄却する。

4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

市講師の報酬については、豊中市学校非常勤講師就業要綱、豊中市立学校非常勤講師採用通知書などにおいて定められているが、授業実施以外の業務の取扱いについて明文の規定に欠けているところがあり、また、学校長が授業実施以外の業務命令を行う場合の手続きにおいて十分整備されていないところが見受けられるので、教育委員会においては、今後、非常勤講師の職務の範囲とその取扱いについて一定の整理が図られるよう検討されたい。